



## 航空危険物規則書第 64 版(2023 年 1 月 1 日発効)への訂正、追加

### IATA Dangerous Goods Regulations 64th Edition Effective 1 January 2023 ADDENDUM II Posted 31 March 2023 の邦訳

IATA 危険物規則書の利用者は、2023 年 1 月 1 日発効の第 64 版に対する下記の変更内容に留意されたい。

変更または訂正箇所は、それと判別できるよう取り消し線と黄色の網掛けで表示した。  
なお、ページ数はすべて JACIS 版航空危険物規則書のページ数を表している。

#### 運航者例外規定の新規または訂正 (2.8.4)

##### 2.8.3.4 リスト内の

ディー・エイチ・エル・エアロekスプレッソの後に

ディー・エイチ・エル エア オーストリア - DHL Q7 を追加

ガルーダインドネシア航空の後に

グローバス LLC XT を追加

訂正 3V-ASL Airlines Belgium (ASL 航空ベルギー)

3V-02 ASL 航空ベルギーの一般貨物サービスに含まれるリチウムイオンおよびリチウム金属電池

~~\_\_\_\_\_。UN 3480 および UN 3090 の Section IA および IB については、事前承認による。危険物申告書および国連試験結果要約 (3.9.2.6.1(g) 参照) の写しを、予約時に提出しなければならない。~~

~~\_\_\_\_\_。UN 3481 および UN 3091 のすべてのセクション (Section) は、IATA 危険物規則書の要件を満たしていれば受託できる。(空欄)~~

訂正 7L-Silk Way West Airlines (シルクウェイウエスト航空)

7L-04 単一容器に入れられた液体の危険物はオーバーパックされなければならない。液体危険物が単一容器のプラスチック製のドラムまたはプラスチック製のジェリカンに入れられた場合は、他の強固な外装容器により保護されなければならない。特定の物質はシルクウェイウエスト航空の事前承認によりこの例外規定から除外される。詳細は近くの航空会社の事務所に問い合わせの事。

危険物を含め液体物は、組み合わせ容器でのみ受託され、更に内装容器に含まれる液体物全部を吸収できるだけの十分な量の吸収材で完全に包み込まれていなければならない。

単一容器に入れられた液体物の輸送は受託しない。特定の物質および混合物はシルクウェイウエスト航空の事前承認によりこの例外規定から適用免除される。詳細については近くの航空会社の事務所に問い合わせのこと。

#### 訂正 8V-Astral Aviation (アストラル航空)

##### 新規追加

**8V-03** 乗り物、機械やその他の装置と別々に、あるいは組み込まれて出荷されるすべての内燃機関と燃料電池エンジン、燃料を含んでいるまたは含んでいた燃料タンクや燃料システムは本規則に基づいて分類されなければならない、特別規定 A70 は適用されない。

**8V-04** 安全データシート (SDS) は全ての危険物に提供されなければならない、これには関連の包装基準の Section II に従って準備されたリチウム電池を含む貨物も含まれる。

#### 訂正 BR-EVA Airways (エバ航空)

**BR-18** 包装基準 965-970 の Section I / IA および包装基準 965 および包装基準 968 の Section IB に基づいて準備されたリチウム電池の輸送は受託しない。(PI965 と PI968 を参照)

#### 訂正 CC-Air Atlanta Icelandic (エアアトランタアイスランドック)

##### 新規追加

**CC-03** 、リチウムイオン電池が装備された乗り物で、UN 3171 に含まれるすべての貨物は旅客機での輸送は禁止され、危険物申告書は貨物機の輸送とされなければならない。もし乗り物が容器、木枠、他の手段により識別が妨げられる場合、容器、木枠、他の手段には貨物機専用ラベルが貼付されなければならない。エアアトランタの搭載部門との事前調整が全ての貨物に要求される。

**CC-04** 、リチウムイオン電池が装備された乗り物で、UN3166 に含まれるすべての貨物は旅客機での輸送は禁止され、危険物申告書は貨物機の輸送とされなければならない。もし乗り物が容器、木枠、他の手段により識別が妨げられる場合、容器、木枠、他の手段には貨物機専用ラベルが貼付されなければならない。エアアトランタの搭載部門との事前調整が全ての貨物に要求される。

#### 訂正 CM-Copa Airlines-Cargo (コパ航空-貨物)

**CM-02** (空欄) 第 8 分類の腐食性物質で包装等級 I と II は貨物機のみで輸送ができる。

**CM-03** コパ航空-貨物は、第 2 分類 (区分 2.1 の副次危険性の無い UN1950 のエアゾールのみと、深冷液化ガスを含む旅客機で輸送が認められる区分 2.2 の、非引火性、非毒性ガス)、第 3 分類、第 6 分類 (区分 6.2 病毒をうつしやすい物質カテゴリー-B)、第 7 分類放射性成分を含む医薬品および第 9 分類のみを輸送する。

注：

上記要件は、社用品 (COMAT, Company Material) には適用しない。

#### 訂正 CT-Air Atlanta Europe (エアアトランタヨーロッパ)

##### 新規追加

**CT-03** 、リチウムイオン電池が装備された乗り物で、UN 3171 に含まれるすべての貨物は旅客機での輸送は禁止され、危険物申告書は貨物機の輸送とされなければならない。もし乗り物が容器、木枠、他の手段により識別が妨げられる場合、容器、木枠、他の手段に

は貨物機専用ラベルが貼付されなければならない。エアアトランタの搭載部門との事前調整が全ての貨物に要求される。

CT-04 リチウムイオン電池が装備された乗り物で、UN 3166 に含まれるすべての貨物は旅客機での輸送は禁止され、危険物申告書は貨物機の輸送とされなければならない。もし乗り物が容器、木枠、他の手段により識別が妨げられる場合、容器、木枠、他の手段には貨物機専用ラベルが貼付されなければならない。エアアトランタの搭載部門との事前調整が全ての貨物に要求される。

#### 訂正 DE-Condor Flugdienst GmbH (コンドル航空)

DE-10 ~~リチウム電池駆動の温度記録装置を除いて、~~リチウム金属単電池/組電池およびリチウムイオン単電池/組電池、UN 3090、UN 3091、UN 3480 および UN 3481 の貨物としての輸送は受託しない。この禁止事項は下記には適用しない：

・ UN3091 包装基準 PI969/970 の Section II に従い準備された機器と共に包装されたあるいは機器に組み込まれたリチウム金属の単電池/組電池

・ UN3481 包装基準 PI966/967 の Section II に従い準備された機器と共に包装されたあるいは機器に組み込まれたリチウムイオンの単電池/組電池

新規追加

DE-12 包装基準 PI966, 967, 969 及び 970 の Section II のリチウム電池の輸送は、公式の貨物予約チャンネルと Condor website で入手可能な “Shipper’ s Transport Document for Lithium Batteries - Section II” の書式が正式に完了された場合のみ輸送のため受託される。

#### 訂正 HM-Air Seychelles (エアセイシェル)

HM-01 ~~第7分類の放射性物質は輸送を受託しない(10.10.2参照)。以下の危険物はエアセイシエルの航空機では輸送が禁止されている。~~

~~(a) 1.4S を除く第1分類~~

~~(b) 第7分類—放射性物質~~

#### 訂正 LJ-Jin Air (ジンエア)

LJ-01 危険物は、以下の 7つの 4つの異なる品物を除きどんな状況下でも輸送を受託しない。

◦ UN 1845 固形二酸化炭素 (ドライアイス) が冷媒として使用される場合

◦ ID 8000 消費者向け商品

◦ UN 3481 Section II (包装基準 966、967)

◦ UN 3091 Section II (包装基準 969、970)

◦ UN 1130 樟脳油 (微量危険物のみ)

◦ UN 1197 抽出物、液体 (微量危険物のみ)

◦ UN 2319 テルペン 炭化水素類 (微量危険物のみ)

#### 訂正 NH-All Nippon Airways (全日本空輸)

NH-08 UN 3480 リチウムイオン電池 (Section IB) および UN 3090 リチウム金属電池 (Section IB) について荷送人は 包装物容器が 1.2m の落下試験要件と 3m の積み重ね試験

要件(包装基準 965 と 968 参照)を満たしている旨宣言する“Packing confirmation sheet”の提出が求められる。“Packing confirmation sheet”に関する更なる情報は以下のリンクより確認できる。

<https://www.anacargo.jp/en/int/news/restriction>

#### 訂正 03-SF Airlines (順豊航空)

03-04 包装基準 967 および 970 の Section II の例外の規定に基づいてリチウム電池マークが要求されない場合であっても、SF 航空によって輸送される場合にはリチウム電池マークが要求される。(空欄)

#### 訂正 0Z-Asiana Airlines (アジアナ航空)

0Z-10 リチウムイオンおよび金属電池については、以下の制限が課される。

1. Section IA に従い準備された UN 3480 のリチウムイオン電池は、アジアナ航空の事前承認が得られた場合に輸送のため受託される。

2. 以下のリチウム電池を含むすべての貨物は貨物としての輸送が禁止される。

。包装基準 966 および 967 の Section I に従い準備された機器と共に包装されたあるいは機器に組み込まれた UN 3481 のリチウムイオン電池：

。包装基準 968 の Section IA または IB に従い準備された UN 3090 のリチウム金属電池：および

。包装基準 969 および 970 の Section I に従い準備された機器と共に包装されたあるいは機器に組み込まれた UN 3091 のリチウム金属電池。

以下のリチウム電池貨物はアジアナ航空機での輸送は受託しない。

。包装基準 968 の Section IA または IB に従い準備された UN 3090。

。包装基準 969 または 970 の Section I に従い準備された UN 3091。

。包装基準 965 の Section IA に従い準備された UN 3480。

。包装基準 966 または 967 の Section I に従い準備された UN 3481

#### 訂正 P5-Aero Republica (コパ航空コロンビア)

P5-02 (空欄) 第 8 分類の腐食性物質で包装等級 I と II は貨物機のみで輸送ができる。

P5-03 コパ航空コロンビアは、第 2 分類 (区分 2.1 の副次危険性の無い UN1950 のエアゾールのみと、深冷液化ガスを含む旅客機で輸送が認められる区分 2.2 の、非引火性、非毒性ガス)、第 3 分類、第 6 分類 (区分 6.2 病毒を移しやすい物質カテゴリー-B)、第 7 分類放射性成分を含む医薬品および第 9 分類の危険物のみを輸送する。

注：

上記の規定は COMAT (社用品) には適用しない。

#### 新規追加 Q7- DHL Air Austria GmbH - DHL (DHL オーストリア航空)

Q7-01 DHL Air Austria GmbH (DHA) で輸送される危険物貨物は、輸送に供される前に Regional Restricted Commodities Group-DHL Express Europe Headquarters による事前手配と承認がある場合のみ受託する。

Regional Restricted Commodities Group - DHL  
Express Europe Headquarters  
Tel: +49 (0) 341 4499 4949  
Fax: +49 (0) 341 4499 88 4942  
E-mail: rcgalert@dhl.com

**Q7-02** 微量危険物に対する運送状には 2.6.8.2 の要件に加え、該当する国連番号を記載しなければならない。

**Q7-03** 改装されたものを含み、包装基準 966、967、969 および 970 の Section II で準備されたすべてのリチウム電池は Regional/Global Restricted Commodities Group - DHL Express Europe Headquarters の承認がある場合のみ輸送を受託する。

**Q7-04** 国の当局の明確な免除を受けた場合を除き、戦争に使用する兵器、軍需品またはその部品を輸送することは禁止されている。このような品目は Regional Restricted Commodities Group-DHL Express Europe Headquarters による事前手配と承認がある場合のみ受託する。

**Q7-05** IATA の特別規定 A88/A99 による危険物貨物は、例外的に受託するが、Regional Restricted Commodities Group - DHL Express Europe Headquarters からの事前手配と事前承認を必ず取得しなければならない。

**Q7-06** 放射性および核分裂性廃棄物の輸送は受託しない。

**Q7-07** (空欄)

**Q7-08** 手書きの危険物申告書は受託しない。手書きによる変更/修正箇所は、各変更/修正が判読でき、申告書に使用されているものと同一の署名がされている場合は受託する。

**Q7-09** 荷送人は、輸送される各危険物の危険性、特性および事故または軽微な事故の際に取るべき行動についての知識を有する個人/機関の 24 時間緊急時電話番号を提供しなければならない。国番号およびエリアコードを含むこの電話番号は“Emergency Contact”または“24-hour number”の文言に続いて、危険物申告書の“取り扱い注意 (Handling Information)”欄に記入しなければならない (8.1.6.11 および 10.8.3.11 参照)。

24 時間緊急時電話番号は危険物申告書を必要としない貨物には要求されない。

訂正 **SQ-Singapore Airlines (シンガポール航空)**

**SQ-07** **リチウム電池には以下が適用される。**

**1. シンガポール航空の事前承認がない場合、リチウム電池の貨物機での輸送は禁止される。**

。 **包装基準 968 により貨物機輸送用の貨物として準備されたリチウム金属単電池および組電池 (UN 3090) :**

。 **包装基準 965 により貨物機輸送用の貨物として準備されたリチウムイオン単電池および組電池 (UN 3480) :**

**2. 包装基準 969 および包装基準 970 の Section I に従い準備された機器と共に包装されたまたは機器に組み込まれたリチウム金属単電池および組電池 (UN 3091) は旅客機での輸送は禁止される。**

**3. この制限は以下には適用されない。**

。 **包装基準 969 および 970 の Section II に従い、機器と共に包装されたまたは機**

~~器に組み込まれたリチウム金属単電池または組電池 (UN 3091)。~~

~~。 包装基準 966 および 967 に従い、機器と共に包装されたまたは機器に組み込まれたリチウムイオン単電池および組電池 (UN 3481)。または~~

~~。 旅客または乗務員が携行する危険物についての規定が適用されるリチウムイオン/金属の単電池および組電池 (2.3.2 から 2.3.5 および表 2.3.A 参照)。~~

~~リチウム電池はシンガポール航空の承認を条件として受託できる。~~

~~。 貨物機で、貨物として輸送される包装基準 968 に従って準備されたリチウム金属単電池および組電池 (UN 3090)。~~

~~。 貨物機で、貨物として輸送される包装基準 965 に従って準備されたリチウムイオン単電池および組電池 (UN 3480)。~~

~~。 旅客機で、貨物として輸送される包装基準 969 および 970 のセクション I に従って準備された、機器と共に包装されたまたは機器に組み込まれたリチウム金属単電池または組電池 (UN 3091)。~~

~~この制限は以下には適用されない。~~

~~。 包装基準 969 および 970 の Section II に従い、機器と共に包装されたまたは機器に組み込まれたリチウム金属単電池または組電池 (UN 3091) の旅客機での輸送。~~

~~。 包装基準 966 および 967 に従った、機器と共に包装されたまたは機器に組み込まれたリチウムイオン単電池および組電池 (UN 3481)。または~~

~~。 旅客または乗務員が携行する危険物についての規定が適用されるリチウムイオン/金属の単電池および組電池 (2.3.2 から 2.3.5 および表 2.3.A 参照)。~~

#### 訂正 XQ-SunExpress (サンエクスプレス)

XQ-04 UN 1845 固形二酸化炭素 (ドライアイス) は、すべてのサンエクスプレス航空機で 1 機当たり最大で **453 kg** ~~200 kg~~ までに制限される。

#### 新規追加 XT-Globus LLC (グローバス LLC)

XT-01 危険物は事前承認がある場合のみ受託される。承認申請は航空会社の案内システムより提出することができる。取扱説明書と案内システムへの接続は下記に要請する事ができる。

email: cgo@s7.ru

XT-02 (空欄)

XT-03 荷送人は、輸送される各危険物の危険性、特性および事故または軽微な事故の際に取るべき行動についての知識を有する個人/機関の 24 時間緊急時電話番号を提供しなければならない。国番号およびエリアコードを含むこの電話番号は “Emergency Contact” または “24-hour number” の文言に続いて、危険物申告書の “その他の取り扱い注意 (Additional Handling Information)” 欄に、例えば、” Emergency Contact +7(495)-123-45-78” と記入しなければならない。

## 第 2 章

2.3.5.8 電池を組み込んだ携帯電子機器 (PED) (医療用機器を含む) および予備電池 (Portable Electronic Devices (PED) (Including Medical Devices) Containing

## Batteries and Spare Batteries)

32 ページの 2.3.5.8.1 を以下のように訂正

2.3.5.8.1 本規則の目的から、電池作動の電子機器 (electronic device) とは、電池が、その作動のために電力を供給する機器 (equipment) または装置 (apparatus) を意味している。個人使用を目的として旅客または乗務員により携行される、電池 (バッテリー) を組み込んだこれらの機器 (PED)、これには携帯用酸素濃縮器 (POC) などの医療用機器や、カメラ、携帯電話、ノートパソコン (lap-tops)、タブレット端末などの消費者向け電子機器が含まれるが、これらは機内持込手荷物に入れて携行することが望ましい。電池や発熱体は、発熱体、電池またはその他の構成要素 (components) を取り外すことにより、極端な熱を発生させる可能性のある携帯電子機器内で分離しなければならない。これらの規定は乾電池、ニッケル水素電池、リチウム電池および防漏型湿式蓄電池に適用する。リチウム電池および防漏型湿式電池への追加の具体的な要件は 2.3.5.8.4 および 2.3.5.8.5 にそれぞれ設定されている。もし機器が受託手荷物として携行される場合は、

(a) 損傷から機器を保護し、および意図しない作動を防ぐ措置が取られなければならない。

(b) 以下を超えないリチウム電池のみを含む機器を除き、機器は完全にスイッチを切らなければならない。(スリープモードや休止モードでないこと。)

— リチウム金属含有量が 0.3g のリチウム金属電池；または

— ワット時定格値が 2.7 Wh のリチウムイオン電池。

## 第 5 章

### 包装基準 952

723 ページの電池 (Batteries) の (b) 2 を以下のように訂正

(b) リチウム電池 (lithium batteries) が装着されている場合:

1. 特別規定 A154 に従って、損傷しているまたは欠陥があると識別されたものは輸送が禁止される。および

2. リチウム電池は 3.9.2.6.1 の規定に合致しなければならない。例外として、本格生産前の試作品のリチウム単電池または組電池でこれらの試作品が試験のために輸送されるもの、または少量生産のリチウム単電池または組電池で、試験方法及び判定基準の国連マニュアル Part III, subsection 38.3 (Part III, subsection 38.3 of the UN Manual Tests and Criteria) の要件に対する試験がなされていないものは、発地国及び運航者の属する国の当局により認可されれば貨物機により輸送することができる。認可の書類の写しが添付されていること。乗り物より取り外され、乗り物と別々に包装されたリチウム電池が同じ外装容器に入っている場合は、UN3481 機器と共に包装されたリチウムイオン電池または、UN3091 機器と共に包装されたリチウム金属電池として輸送に供されなくてはならず、該当する包装基準 966 または包装基準 969 に従って包装されなければならない。

(c) ナトリウム電池 (sodium batteries) が装着されている場合は、特別規定 A94 の要件に適合すること。